

事業主の皆様へ

就労証明書の作成について（お願い）

長岡市では、保育施設等を利用する児童の保護者及びその配偶者等（パートナーを含みます）に対し、年1回法定の現況届の提出を求めています。

就労や育児休業等を理由に保育認定等を受けている方については、雇用先から就労証明書を作成いただき、現況届を提出する際に当該就労証明書の添付が必要です。

事業主の皆様におかれましては、就労証明書の作成の依頼を受けましたら、以下の長岡市ホームページアドレスから様式をダウンロード及び作成していただき、依頼者へお渡しくださるようお願いいたします。

就労証明書の様式について

<掲載先>

長岡市一申請書様式のダウンロード



<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/download/cate10/index.html#9>

※長岡市ホームページから探す場合

就労証明書

検索



での検索が

便利です

<様式>

国が定める様式に準拠しています（一部、長岡市追加項目があります。）。

提供するエクセル様式では、週間／月間の勤務時間の合計が自動計算されるようになっています。原則として、自動計算された結果を御利用ください。

※一部、自動計算に非対応の雇用条件もありますので、計算結果が異なった場合は手入力で合計時間を記載するようお願いいたします。

※エクセルを利用できない環境の場合は、PDF ファイルを印刷するか依頼者から園又は保育課・各支所で用紙を取得してもらい、記載してください。

<その他>

現況届の手続きに限らず、新規の入園や保育無償化の認定、保護者等の就労状況に変更が生じた場合等で就労証明書の作成依頼を受けた際も、同様にご対応くださるようお願いいたします。

<就労証明書に係る問合せ先>

長岡市教育委員会 子ども未来部 保育課

入園窓口係 TEL0258-39-2219（保育課直通）